

2 控除の対象となる滞納保険料

(1) 対象となる滞納保険料が平成24年度分までの保険料である場合

	年度	納 期 限	年度	納 期 限
4月分		年 月 日		年 月 日
5月分		年 月 日		年 月 日
6月分		年 月 日		年 月 日
7月分		年 月 日		年 月 日
8月分		年 月 日		年 月 日
9月分		年 月 日		年 月 日
10月分		年 月 日		年 月 日
11月分		年 月 日		年 月 日
12月分		年 月 日		年 月 日
1月分		年 月 日		年 月 日
2月分		年 月 日		年 月 日
3月分		年 月 日		年 月 日
計				

(2) 対象となる滞納保険料が平成25年度分以降の保険料である場合

	年度	納 期 限	年度	納 期 限
第1期分		年 月 日		年 月 日
第2期分		年 月 日		年 月 日
第3期分		年 月 日		年 月 日
第4期分		年 月 日		年 月 日
第5期分		年 月 日		年 月 日
第6期分		年 月 日		年 月 日
第7期分		年 月 日		年 月 日
第8期分		年 月 日		年 月 日
第9期分		年 月 日		年 月 日
第10期分		年 月 日		年 月 日
計				

3 充当先の明細

年度	滞納保険料	充当金額	差引（未納・還付）額
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決の日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。